

所得税の確定申告書の作成
資料

v
xii

第1章 各種所得の金額の内容と計算

1	所得税の計算のしくみと課税方法	1
2	青色申告と白色申告	5
3	預金利子や配当金を受け取った場合	8
4	不動産を賃貸した場合	14
5	事業を行っている場合	20
6	給与を受け取っている場合	25
7	資産を譲渡した場合	29
8	著作権収入や懸賞の当選などがあった場合	33
	～年金による所得の取扱い～	37
9	退職金を受け取った場合	41
10	山林を伐採・譲渡した場合	45

第2章 損益通算と課税総所得金額の計算

1	損益通算	48
2	損失の繰越控除・繰戻還付	52
3	災害によって資産に損失が生じた場合	55
	～各種の所得控除～	60
4	課税総所得金額と所得税額	70

CONTENTS

第3章 税額控除と申告・納付

1	外国での税額や配当所得がある場合	75
	～住宅借入金等特別税額控除～	80
	～その他の税額控除～	86
2	変動所得と臨時所得	92
3	所得税の申告・納付	97
4	申告・納付手続きと国税処分・不服申立て	101

このコースは、平成29年4月1日現在における法令・通達によって解説しています。

1

所得税の計算のしくみと 課税方法

所得税は、原則として、個人が1月1日から12月31日までの1年間に得た所得の金額に対して課税されるものです。

この章では、各種所得の金額について、事例で学習を進めていきますが、まずは所得税の計算のしくみから確認していきましょう。

1 所得税の計算のしくみ

所得税は、個人が1年間に得た所得の金額について、次頁の図表の順序で計算します。

なお、損益通算、所得控除および税額控除については、第2章以降で詳細を説明しますので、ここでは簡単に述べておきます。

1 所得の種類

所得の種類は、収入の源泉となった事由ごとに、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得、雑所得の10種類に分類されます。

2 損益通算

損益通算とは、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の金額に損失が生じた場合に、この損失額を他の黒字の所得から控除することをいいます。

3 所得控除

所得控除は、税負担の公平や社会政策上の要請などにより、各種所得の金額の計算の段階で考慮されなかった支出金額や損失について、その調整を図るために設けられています。

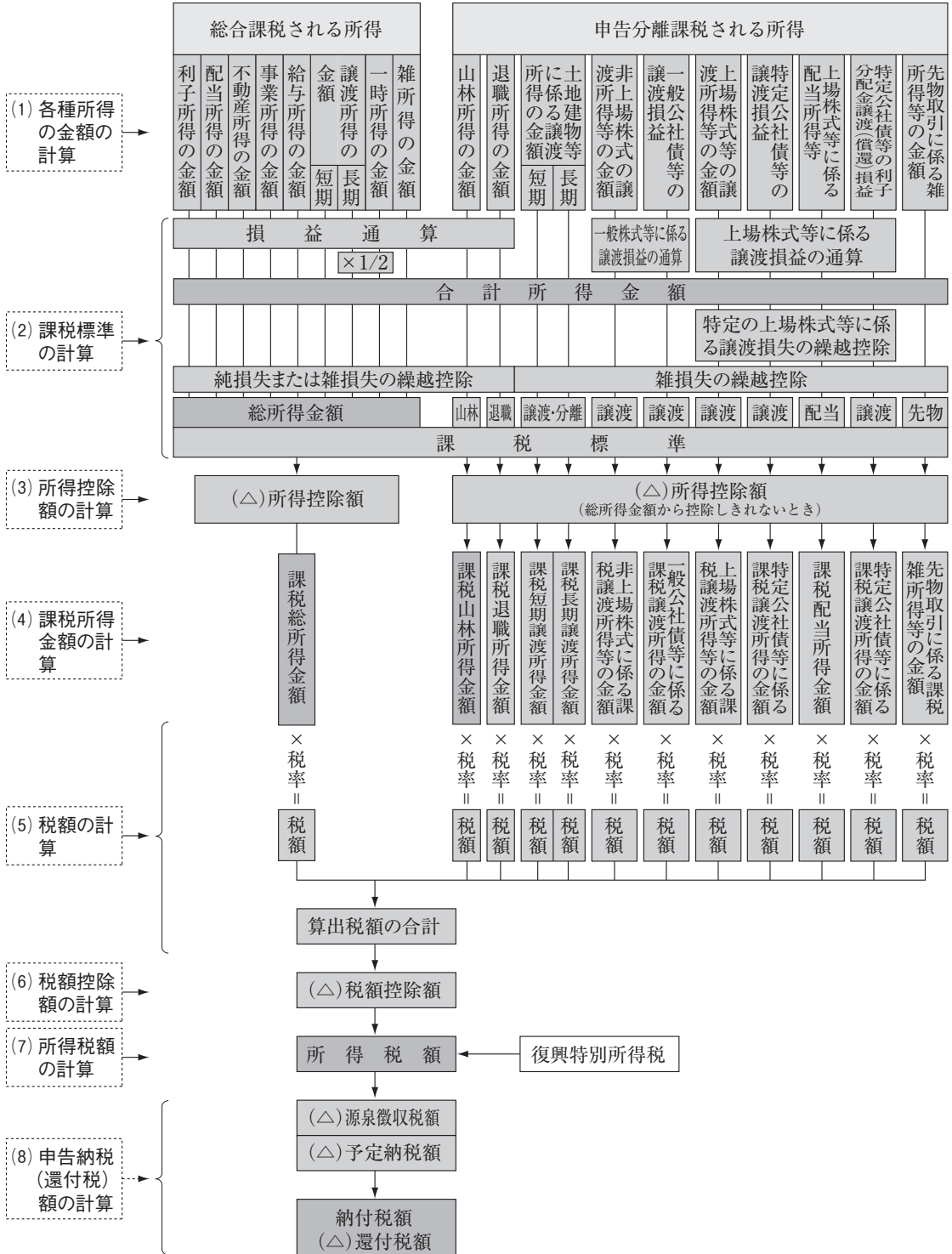
所得控除には、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の14種類があります。

4 税額控除

税額控除は、二重課税の排除や経済・財政政策上の要請により、所得控除をした後の課税所得金額にもとづいて算出した「所得税額」から直接控除するものです。

税額控除には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除のほか、租税特別措置法の要請により設けられた各種の控除があります。

【所得税の課税のしくみ】



(注) 1. 利子所得については、一定のものを除き源泉分離課税となります。
 2. 非課税所得および源泉分離課税扱いの所得は、(1)~(8)までの計算ラインから一切除外します。
 3. 平成25年から平成49年までは、復興特別所得税として基準所得税額の2.1%を所得税とあわせて申告・納付します。

2 所得税の課税方法

各種所得の金額に対する課税方法は、他の所得と合算して課税される「総合課税」、他の所得と分離して課税される「申告分離課税」、支払者があらかじめ税額を徴収する「源泉分離課税」の3つがあります。

1 総合課税

総合課税は、次のように、総合課税の対象となる各種所得の金額を合計した「総所得金額」から各種の所得控除額を控除した「課税総所得金額」に、所得税率を乗じて納付税額を計算します。

$$\text{総合課税の所得税} = (\text{総所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率}$$

└─ 課税総所得金額

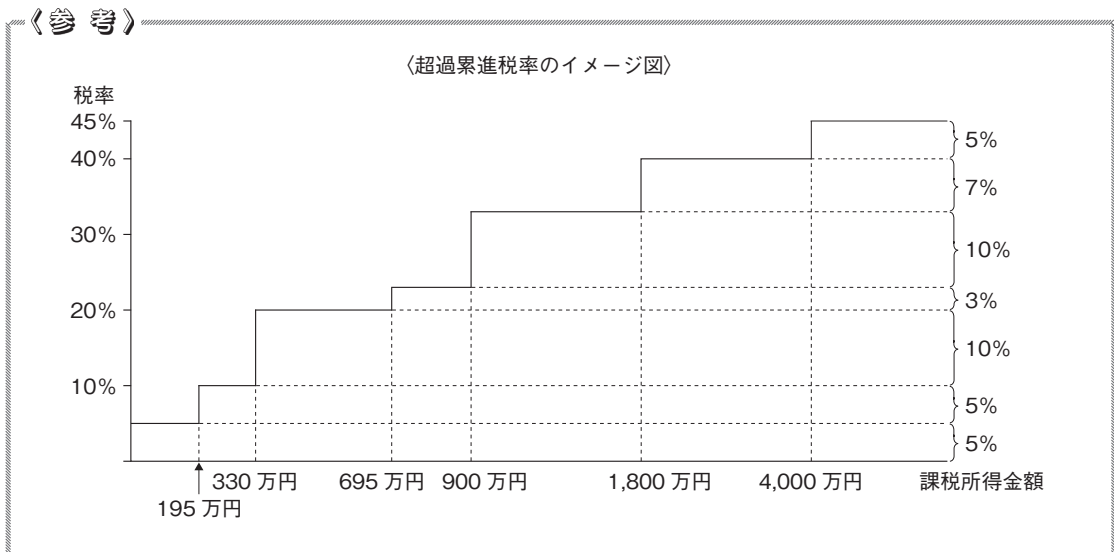
2 申告分離課税

申告分離課税は、他の所得と分離して課税されるそれぞれの所得ごとに納付税額を計算します。これは、超過累進税率を採用している所得税において、大きな所得が一時的に発生した場合、所得の種類によってはその年分だけ多額の所得税を納めることになってしまうことを緩和する趣旨も含まれています。

申告分離課税が適用されるものには、山林所得のほか、土地建物等に係る譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額などがあります。

3 源泉分離課税

源泉分離課税は、利子や配当などを支払う者が、その支払の際に一定の税率で計算した所得



税を控除（源泉徴収）する方法です。所得の支払者が源泉徴収した所得税を納付しますので、受け取る者は源泉徴収によって納税が完結することとなり、確定申告をする必要がありません。また、他の所得とは分離して計算されることとなります。

源泉分離課税が適用されるものには、利子所得のほか、懸賞金付預貯金等の懸賞金、金融類似商品の給付補てん金等、割引債の償還差益などがあります。

3 所得税法上の所得と非課税所得

1 非課税所得

社会政策的な見地または超過累進税率を採用している所得税の課税技術上の見地から、所得税が課税されない所得があります。これを非課税所得といい、次のようなものがあります。

(1) 社会政策的配慮にもとづくもの

- ① 遺族年金・恩給、精神または身体に障害のある者が受ける給付金
- ② 生活の用に供する家具、什器、衣服等の譲渡による所得
- ③ 学資に充てるために給付される金品、扶養義務者相互間で扶養義務を履行するための金品
- ④ 心身または資産に加えられた損害に対する損害保険金・損害賠償金・見舞金等
- ⑤ 生活保護のための給付

(2) 税負担の軽減や貯蓄の奨励にもとづくもの

- ① 障害者等の少額預金・少額公債（それぞれの元本合計 350 万円まで）の利子
- ② 勤労者の財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄（原則として、預入合計 550 万円まで）の利子

(3) 実費弁償的な性格にもとづくもの

- ① 給与所得者の出張・転勤に係る通常必要と認められる旅費等
- ② 給与所得者の通勤手当（1 か月当たり 15 万円まで）
- ③ 給与所得者がその使用者から受ける職務上必要な給付

(4) その他

- ① 強制換価手続きによる資産の譲渡による所得
- ② 相続、遺贈または個人からの贈与により取得するもの

2 所得税法上の所得

非課税所得と免税所得（国の政策を推進するために特別に所得税を免除された所得をいいます）以外の所得が、所得税の課税対象となります。

3 非課税所得に係る損失の取扱い

非課税所得は、所得金額の計算上当然に除外される所得ですから、これらの所得の計算上損失が発生したとしても、その損失は生じなかったものとみなされます。

2

青色申告と白色申告

1 青色申告制度

個人の確定申告には、青色申告と白色申告があります。青色申告を行う者は、一定の要件を満たすことにより、さまざまな特典を受けることができます。

1 青色申告の対象となる者

不動産所得、事業所得、山林所得の対象となる業務を営む者は、次の要件を満たすことにより、青色申告をすることができます。

- (1) 納税地の所轄税務署長にあらかじめ青色申告の承認申請書を提出し、その承認を受けること
- (2) 一定の帳簿書類を備え付けて、所得等の金額に係る取引を正規の簿記の原則にしたがって記録し、一定の期間それを保存すること

2 申請の承認手続きと却下

青色申告の承認を受けようとする者は、その年の3月15日までに承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。ただし、その年の1月16日以後に新たに業務を開始した場合には、その業務開始の日から2か月以内が承認申請書の提出期限となります。

なお、承認申請書の提出をした者が、承認を受けようとする年の12月31日（その年の11月1日以後に新たに業務を開始した場合には翌年2月15日）までに、税務署長からその申請について承認または却下の処分がなかったときは、その日（12月31日または翌年2月15日）において承認があったものとして取り扱います。

青色申告の申請が却下される理由には、次のようなものがあります。

- (1) 青色申告の承認の取消通知を受けた日、または青色申告の取りやめ届出書の提出をした日以後1年以内に承認申請書を提出したこと
- (2) 帳簿書類の備付け、記録または保存が規定に従って行われていないこと
- (3) 帳簿書類に取引の隠ぺい・仮装や、虚偽の記載・記録などがあること

3 青色申告者の義務

青色申告の承認を受けた者（青色申告者といいます）は、その営む業務について帳簿書類を備え付け、これに不動産所得、事業所得および山林所得の金額に係る取引を記録し、その帳簿書類を保存しなければなりません。

また、青色申告書には、貸借対照表、損益計算書のほか、不動産所得、事業所得、山林所得の金額または純損失の金額の計算に関する明細書を添付することとされています。

2 青色申告の特典の内容

青色申告者には、青色申告特別控除、青色事業専従者給与額の必要経費算入、純損失の繰越控除・繰戻還付など、さまざまな特典が与えられています。

1 青色申告特別控除

青色申告特別控除は、所得金額から65万円または10万円を控除するものです。

(1) 65万円の青色申告特別控除

事業所得または事業的規模で不動産所得を生じる業務を営む青色申告者が、記録した帳簿書類にもとづいて貸借対照表と損益計算書等を作成し、期限内に申告した場合には、不動産・事業所得の合計額から65万円（所得合計が65万円に満たない場合には、所得合計が限度）を青色申告特別控除として控除します。

(2) 10万円の青色申告特別控除

山林所得や事業的規模に該当しない不動産所得を生じる業務を営んでいる、貸借対照表等を作成していないなど、上記の65万円控除が受けられない青色申告者は、10万円（所得合計が10万円に満たない場合には、所得合計が限度）を青色申告特別控除として控除します。

2 青色事業専従者と青色事業専従者給与の取扱い

青色申告者が次の要件を満たす事業専従者に支払った給与は、事業に係る所得（事業所得および事業的規模で行う不動産所得・山林所得）の金額の計算上、必要経費に算入されます。

(1) 青色事業専従者の要件

次のすべての要件に該当する者は、青色事業専従者となります。

- ① 生計を一にする配偶者その他の親族であること（生計を一にするとは、日常生活の元手が同じである生活共同体をいい、同じ家に居住していなくてもよい）
- ② その年の12月31日現在において、年齢が満15歳以上であること
- ③ その事業主の営む事業に、1年のうち6か月を超える期間、専ら従事していること（ただし、一定の事由に該当するときは、その事業に従事することができると認められる期間のうちの2分の1を超える期間、専ら従事すること）
- ④ その年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出していること

(2) 青色事業専従者給与

青色事業専従者給与として認められる金額は、届出書に記載された金額のうち、次の状況からみて労務の対価として相当であると認められる金額です。なお、青色事業専従者が支払を受けた給与は、「給与所得の収入金額」となります。

- ① 青色事業専従者が労務に従事した期間、労務の性質およびその提供の程度
- ② 事業に従事する他の使用人が支払を受ける給与の状況
- ③ 同種同規模の事業に従事する者が支払を受ける給与の状況
- ④ その他その事業の種類、規模、収益の状況

青色申告者が事前に届出を行い、上記①～④に照らして適正な青色事業専従者給与額であればその支払額に上限はなく、全額が必要経費として認められます。

3 純損失の繰越控除・繰戻還付

その年の所得金額がマイナス（赤字）となった場合には、そのマイナス分を翌年以降3年間にわたって、各年分の黒字の金額から控除することができます。また、前年に繰り戻して、その年のマイナス分と前年分の所得金額を相殺し、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

4 その他の特典

貸倒引当金などの各種引当金や特別修繕準備金などの各種準備金の繰入、特別償却、割増償却によって必要経費を増加させることができます。

3 青色申告と白色申告の比較

1 青色申告と白色申告の特典

白色申告者には、青色申告特別控除のような控除はありません。また、事業専従者の控除額は、原則として、1人当たり50万円まで（配偶者は86万円まで）と定められています。

青色申告と白色申告を比較すると、次のような特典の違いがあります。

特 典	青色申告の場合	白色申告の場合
青色申告特別控除	所得を計算する際に、最高65万円の控除が可	適用なし
(青色)事業専従者給与 (白色)事業専従者控除	原則として、全額を必要経費へ算入可	事業専従者1人当たり50万円（配偶者は86万円）を限度として、控除が可
純損失の繰越控除	翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可	変動所得、被災事業用資産（事業用固定資産などの災害損失）の損失に限り、繰越控除が可
純損失の繰戻還付	前年分の所得税額からの還付が可	適用なし
各種の引当金	一定の引当額を必要経費へ算入可	個別評価債権に係る貸倒引当金に限り、必要経費へ算入可
各種の準備金	必要経費へ算入可	適用なし
所得税額の特別控除	一定の支出をした場合には、所得税額の特別控除の適用あり	適用なし
特別償却費	一定の支出に係る特別償却費を、必要経費へ算入可	適用なし
更正の制限	帳簿調査にもとづかない更正は、受けることがない	帳簿調査にもとづかない推計課税の適用あり

個人情報の取扱いと管理について

株式会社経済法令研究会（以下、弊社）は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、通信教育事業における個人情報の厳格なる取扱いおよび管理に努めています。

1. 個人情報利用の範囲

弊社通信教育受講お申し込みにより知り得た個人情報については、通信教育の実施・運営（教材、添削レポート、修了証等の発送および成績管理、受講料の入金管理等）および通信教育情報の提供に限った利用としています。

2. 個人情報の管理

弊社が所有する個人情報については、適切・厳重に管理し、第三者の不正なアクセスによる漏洩、流用、改ざん等を防止するため、万全のセキュリティ対策を講じています。原則として、受講者ご本人または教育ご担当者の同意なしには第三者に開示することはありません。

なお、業務の運営上必要な範囲において第三者へ業務委託する場合には、業務委託会社と契約を締結し、個人情報についての法令等を遵守し、適切な管理を行うよう義務付けています。

株式会社 経済法令研究会

ぜい お じ れ い 税務事例コース TEXT 1

発行人 金子 幸 司
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
代表 03(3267)4811 企画・制作 03(3267)4814
受講手続・変更連絡等 03(3267)4813

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

表紙デザイン／(株)ヴァイス 制作／根岸 孝栄 印刷／あづま堂印刷(株)

“経済法令研究会グループメールマガジン”配信ご登録のお勧め
当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける
情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。
☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆